

山梨県公報

第七百八号

平成十八年

十月二十三日

月 曜 日

目 次

保安林の指定施設要件の変更予定	七五一
換地計画の決定	七五一
道路の区域変更(三件)	七五一
道路の供用開始(二件)	七五二
県代行公共下水道設置工事の開始	七五三
建築基準法に基づく道路位置指定	七五三
その他	
落札者等の決定について	七五三
正 誤	
平成十八年八月十七日付け第六百九十一号中	七五三

告 示

山梨県告示第五百二十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である。

平成十八年十月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
南部町(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 変更後の指定施設要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百二十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営圃場整備事業(須玉地区第一 一工区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十八年十月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 縦覧書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十八年十月二十三日から同年十一月二十日まで
- 三 縦覧場所
北杜市役所農政課
- 四 異議申立期間
平成十八年十一月二十一日から同年十二月五日まで

山梨県告示第五百三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成十八年十一月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年十月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 一三七号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)

南都留郡富士河口湖町大字船津字仏立三六
七七番の二地先から
南都留郡富士河口湖町大字船津字仏立三六
八一番の一地先まで

旧	一一・七 二八・七	三九・〇
新	一一・九 四三・七	三九・〇

山梨県告示第五百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く）において、この告示の日から平成十八年十一月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年十月二十三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大菩薩峠線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
北都留郡小菅村字西沢五三九五番地先から 北都留郡小菅村字西沢五三九七番地先まで	四・六 六・一	六・五 一一・〇	二六・四	二六・四

山梨県告示第五百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成十八年十一月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年十月二十三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 横手日野春停車場線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
北杜市武川町大字山高字深田一四八九番の 一地先から 北杜市武川町大字牧原字堂佛寺一三〇八番 の一地先まで	一〇・〇 二七・〇	一一・〇 三〇・〇	三〇七・八	三〇七・八

山梨県告示第五百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成十八年十一月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年十月二十三日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	茅野北杜 峠線	北杜市須玉町大字若神子新町字 蛭ス二五五番の一地先から 北杜市須玉町大字若神子新町字 南平三二二番の一地先まで	一三〇・〇	平成十八年 十月二十三 日

山梨県告示第五百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成十八年十一月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年十月二十三日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	北杜富士見	北杜市大泉町大字谷戸官有無番	四一・五	平成十八年

線	地地先から 北杜市大泉町大字谷戸官有無番 地地先まで	十月二十三 日
---	----------------------------------	------------

山梨県告示第五百三十五号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十五条第一項の規定により、市町村に代わって県が設置する公共下水道の名称、工事の区域又は区間、工事の内容及び工事の開始の日を次のとおり告示する。

平成十八年十月二十三日

一 公共下水道の名称

山梨県知事 山 本 栄 彦

身延町特定環境保全公共下水道

二 工事の区域又は区間

身延町大字下部、大字上之平及び大字常葉

三 工事の内容

公共下水道の幹線管渠及び終末処理場の設置

四 工事の開始の日

平成十八年十月二十三日

山梨県告示第五百三十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年十月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 道路の位置

笛吹市石和町東油川字北畑九一番一

二 道路の幅員

最大四・五〇メートル 最小四・三六メートル

三 道路の延長

二八・七六メートル

その他

● 落札者等の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
平成十八年十月二十三日

山梨県立中央病院管理局長 中 川 洋

一 落札に係る役務の名称及び数量

新病院情報システム導入業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県立中央病院管理局経営企画課 山梨県甲府市富士見二丁目一番一号

三 落札者を決定した日

平成十八年九月二十六日

四 落札者の氏名及び住所

富士通株式会社山梨支店 山梨県甲府市丸の内一丁目十七番十号

五 落札金額

七億四千五百八十五千円

六 契約の相手方を決定した手続

総合評価落札方式に係る一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成十八年七月二十四日

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十八年八月十七日山梨県告示第四百三十四号（保安林の指定の予定）

六〇四 上 一四から二五

字割石一五六一・一五六二 字割石一五六一、一五六二・一六三三・字蜂久保二（次の図に示す部分に一六三四の一・一六三五に限る。）、一六三三、字蜂の一（以上五筆について久保一六三四の一・一六次の図に示す部分に限る。）

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番